

平成29年度山形県環境審議会 第3回自然環境部会

1 日時 平成30年1月26日(金) 午後1時30分～午後4時00分

2 場所 あこや会館 1階 ホール会議室

3 出席者等(敬称略)

(1) 出席委員及び特別委員

(委員) 幸丸政明、佐藤景一郎、野堀嘉裕、山崎多代里、山田幸司、横山潤、  
渡辺理絵

(梅川信治、江成はるか、梶本卓也、鳥羽妙、三浦秀一、本橋元)

(特別委員) 東北農政局農村振興部長 高井和弘【代理：農村環境課長 神川浩一】  
東北森林管理局長 小島孝文【代理：庄内森林管理署長 木村和久】  
東北地方整備局長 津田修一【代理：企画部 環境調整官 立花義則】  
東北地方環境事務所長 小沢晴司【代理：総括自然保護企画官 常富豊】  
(東北経済産業局長 相楽希美)

※( )委員は欠席

(2) 事務局

山形県環境エネルギー部 みどり自然課長	佐々木紀子
課長補佐(自然環境担当)	佐藤 克也
課長補佐(自然環境担当)	長谷川 隆
課長補佐(環境影響評価・温泉保全担当)	小畑 義一
自然環境主査	倉本 幸輝
主査	山田 俊樹
主任主事	山田 和裕
庄内総合支庁保健福祉環境部環境課長	高橋 佳志
環境企画主査	佐藤 正臣

4 議 事

(1) 開 会

(2) 事務局挨拶

部会開催にあたり事務局の佐々木みどり自然課長から挨拶。

(3) 部会の成立

事務局から委員総数18名のうち11名が出席しており、山形県環境審議会条例第6

条第7項で準用する第4条第3項の規定により、定足数に達しており部会が成立することを報告。

#### (4) 議事録署名委員選出

議長である部会長が、佐藤委員と野堀委員を議事録署名委員に指名。

#### (5) 自然環境部会長挨拶

幸丸部会長：皆様こんにちは。足元の悪い中、よくお集まりくださいました。ありがとうございます。

今回の審議会の議題は、随分長いことやっております庄内海浜の風力発電に関するものです。これまで、アセスメントを積み重ねて、そして今日は県立自然公園の中で設置するための許可申請等があり、それをどう判断するかということについて議論していただくことになると思います。これまで色々と議論をしてきましたが、これでようやく決着がつくのかなと考えております。最後として、できるだけ悔いのない結論に導きたいと思っておりますので、どうぞご協力をお願いいたします。

そのほか、オオタカの実態に関する議題もありますが、議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

#### (6) 審議

##### (1) ① 庄内海浜県立自然公園における風力発電事業（県営風力発電事業（仮称））の新築について

幸丸部会長：まず一つ目の審議事項として、庄内海浜県立自然公園における風力発電施設（県営風力発電事業（仮称））の新築について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（事業の概要及び環境影響評価準備書に対する知事意見の内容、知事意見に対する環境影響評価書における対応状況、許可申請等の内容を許可基準等に照らして審査した場合の県の考え方などについて説明）

幸丸部会長：ただ今、準備書に対する環境審議会、環境影響評価審査会における意見を勘案した知事意見に関する説明と、県立自然公園条例上の許可基準等といったものを挙げていただいて、事業者から提出された計画に対する県の考え方を整理していただきました。これについて何かご質問などはございますか。

(発言なし)

幸丸部会長： よろしいでしょうか、そうしましたら、ここで県環境影響審査会の会長である横山委員から県環境影響評価審査会での論議を踏まえた、環境影響評価書についてのコメントを頂ければと思います、よろしくお願いいたします。

横山委員： 現在、県環境影響評価審査会の会長をしております横山と申します。準備書の議論をした時には山形大学の中島先生が会長をされておりましたので、普通の委員だった私がコメントをするのも僭越ですが、環境影響評価書に関する環境影響評価審査会のコメントという形で発言させていただきます。

昨年7月7日に環境影響評価準備書について環境影響評価審査会において議論いたしました。

各委員から非常にたくさんの専門的な意見が出されました。主にありましたのは、防浪砂堤の堆砂状況の問題、風車へのバードストライクに関する累積的影響の問題、特にこの事業では一番重要かつ大きな影響が予測される部分だと思われるのですが、コアジサシの繁殖活動に対する保全措置をどうするのかという問題、野堀委員からご意見いただいたクロマツ林のマツクイムシ被害について事業実施後の影響をどのように評価するのか、在来植物群について移植も含めてどのような措置を行うのか、といったことについて意見が出されまして、これらの意見は知事意見に反映させるべきものとして、環境影響評価審査会から提出いたしました。先ほどの事務局からの説明にもございましたが、意見として反映させるべきものは、知事意見に全て反映されていたと考えております。

また今回、県の担当の方に環境影響評価書の内容を精査してもらい、知事意見の内容が環境影響評価書にきちんと反映されているかどうかということを確認いただきました。そのうえで、県として、知事意見が反映された適正な環境影響評価書を受理した、と伺っております。以上です。

幸丸部会長： ありがとうございます。環境影響評価については、知事意見が適正に反映された環境影響評価書が作成された、ということだと思います。

次に、私から事務局にお願いしたいのですが、この庄内海浜県立自然公園においては、かつて、風力発電の計画が幾つかありました。酒田市からの意見もあったのですが、これまではことごとく、環境審議会から「ノー」と言っていました。

それが、東日本大震災を経験して、自然再生エネルギーについて状況が変わったという状況もあると思いますが、今の段階ではアセスメントをきちんとやり、環境影響評価を踏まえて、今回、県立自然公園内の事業として許可申請書等が提出されたわけです。私はずっと係わってきたのですが、その間、委員の方々も随分変わられていて、これまでの経緯の把握も十分ではないと思われま

すので、議論をする前にこれまでの経緯をまとめてご説明いただきたいと思います。

事務局：（庄内海浜県立自然公園における過去2件の風力発電施設の計画に関する経緯と、今回の計画に関する相違点などについて説明）

幸丸部会長： ありがとうございます。過去に2件の案件を却下したということの背景としては、まずその当時の状況として、アセスメントの制度がきちんと整備されていなかったということ、そして、計画地である庄内海浜県立自然公園の保護計画等が策定されていなかったということがあります。そして、東日本大震災後、県の環境計画、エネルギー政策の見直しを行った当初は、自然公園こそ風力発電等を展開するべきところだ、という論調だったのですが、自然環境部会において自然公園における風力発電施設の位置付けについて議論を重ね、自然公園の価値を著しく損なうおそれのある地域や貴重な動植物の生息・生育に重大な影響を及ぼすおそれのある地域等を除き、風力発電施設の整備に配慮すること、そして、保護計画が未策定の自然公園については早急に保護計画を策定すべき、ということを経済環境部会として意見を提出し、意見が反映された形で環境計画に盛り込まれました。

さらに、却下された案件は民間による事業だったということですが、今回は、公益性の高い事業として計画されたものということで、方法書から準備書、評価書までの過程で十分に手続きを踏み、環境保全対策も十分に施す計画とした上での県立自然公園での風力発電施設の新築、ということになったと思います。そして、自然公園の保護計画が策定されたことにより、それぞれの許可基準等に照らして、計画の内容に関して審査するうえでの県としての考えを我々にお示しいただいているところです。

今までの説明で、何かご質問等がございましたらお願いしたいと思います。

山崎委員： 今、説明を伺って、ここ10日くらいの間に環境省が再生エネルギーの適地や一覧の地図を公表するという情報がありました。今、幸丸部会長がおっしゃったように環境アセスも含めて色々な条件、環境が整備されてきた、ということに改めて理解、というところですが納得したような次第です。

環境省の東北環境事務所の方もいらしているのですが、お尋ねしたいのですが、今年度中にデータベース化して2020年までには公表するということが記事として出ているのですが、これは間違いなく進んでいるという状況でしょうか。

常富委員代理： 事務所としてあまり詳しい情報を持ってはおりませんが、各県ベースでそういったデータベースというか、マップ化は進んでいると伺っていま

す。おそらくそのような形だと思うのですが、我々が係わっている場所においては、順調に進んでいるかというところとそうでないところがあったりもしますので、年限どおりになるかわかりません。その中で、例えば我々が管理している国立公園であるとか、或いは猛禽類をはじめとする希少な鳥類の生息環境、そういったところはできるだけ早くやろうという形での対応をさせていただいているところがございます。また、最終的に公表された段階で、そういったことはご確認いただければと思います。

幸丸 部会長： 適地と言いますが、それは開発する側と受け入れる側との両方のマッチングだと思います。かつては、地熱開発については国立公園の中でもごく限られたところだけ、というようなことでしたが、今の状況だとそんな頑ななことではなくて、技術も進んでいますので、それだけというのはないという形になっていると思います。それと多分同じような方向で、自然公園、自然環境との調和と言いますか、そういうところで適地があれば合致していこうということだろうと思います。どういう基準でそれを選定するかというのはあると思いますが、それは十分議論されてやっていかれるのだろうと思います。期待したいと思います。

他には何かございますか。

常富委員代理： 手続きの中で、地元の酒田市さんにご意見を伺っているかと思いますが、審議資料の23～24ページに添付はされているのですが、特に県の23ページの方について、ここで全く説明がないのもいかななものかと思いますが、軽くでもご説明願えればと思います。

事務局： 23～24ページをご覧ください。酒田市長からは平成30年1月23日付けで回答いただき、24日付けで受理しました。

意見としましては、「環境保全措置の確実な実行を条件として、当申請等については許可及び受理が妥当と考える」ということで、前2回については否定のご意見だったところですが、今回につきましては環境影響評価等に基づいた環境保全措置の実行性が確保されるのであれば、許可及び受理が妥当ということで、いわゆる肯定の意見として捉えてございます。詳しい内容につきましては、24ページということになっておりますが、「当地は、国指定鳥獣保護区、鳥海山・飛島ジオパークのジオサイトなど、本市の重要な自然の一つでもあることから、環境保全措置等については、次の事項を含め、事業者には十分配慮を求めようようお願い申し上げます」ということを付帯意見として書いていただいております。砂草地植生、環境保全措置、建設工事騒音等の発生に対する対応、渡り鳥の飛来地としての対策、バードストライク等の市への報告等々ござい

して、付帯意見につきましては実際に許可の適否の判断をするにあたっての必要な対策として、条件なり、付帯意見として付けることへの参考、ということと考えております。以上でございます。

幸丸部会長： 新聞記事を見ると、酒田市の景観審議会と環境審議会が別々の方向で意見を出した、となっていて、そのあたり、酒田市長さんの苦渋の判断だろうと思います。ただ、酒田市自体が事業者であるということからすれば、当然、どちらかという事業を推進するという方向に行くのはそれはそれでやむを得ないことだと思いました。とにかく、環境保全に対しては十分に配慮をするという形で妥当、という回答をいただいているということでもあります。

他に何かございますでしょうか。

山田委員： 確認のために聞きたいのですが、よろしいでしょうか。私は今年度から自然環境部会に参加させていただいて、前年度、前々年度の経緯というのは、いわゆる手続きの流れとして認識しているところがあります。平成25年度からこういった議論が始まっていると受け取っているのですが、今年はまだ平成30年度になります。この5カ年で風力はじめ再生可能エネルギーというのは非常に技術的に向上しており、事業内容が変更されてもおかしくないのではないかと、という考えがあります。ここでは6,900kWという事業規模なのですが、今後も変わらず「これでいくんだ」という認知でよろしいのでしょうか。よろしければわかる範囲で、要はここ数年間の経過を踏まえてのことなのですが。

幸丸部会長： 再生エネルギーに関してはすごく技術革新が進んでいるのではないかと、いうことを踏まえて、現時点での計画がどうかということも、お答えいただけるのであればお願いします。

事務局： 方法書の段階から今回出来上がった評価書まで、実際の工事の内容などもこれまでいただいたご意見などを踏まえて色々見直されており、環境への影響が小さくなるように見直されておりますが、発電施設そのものにつきましては変更せずそのままとなっております。その内容でアセスの手続きを進めているわけですので、規模が変更となれば、これまでのアセスの意味がなくなってしまうこととなります。今より小さくなることがあるのかわかりませんが、まずはこれより大きなものとはならず、今、計画されているものが建てられる前提でのアセスをしているということになります。

山田委員： 当然ながら、そういった理解ではありますが、この事業は県と市という公的な機関が、いわゆる山形県のエネルギー戦略をもとに、ということが事業目的

として環境影響評価書に書かれており、今後、民間へも波及させていくということも事業目的として書かれている中で、これは市と県だからここまでできたのかなというのもあると思います。今後、民間に対してどのように、何かまずいことが起きないように体制を整えなさいとか、こういうことをしなさいというところや、色々配慮しておくべきことであるとか、県の考えとしてどうすべきか、ということを示唆していく必要もあるというのが今回参加して感じたところでございます。意見というより確認ということです。

事務局： さきほどの知事意見の説明の中で、事後調査結果等をきちんと効果的な方法で公表してください、という知事意見を入れさせていただいております。そういったことを積極的に、今は県の議論の場ですが、市も含めて、情報を発信していくことが大事なことになってくると考えております。

幸丸部会長： 県営事業では、県自らが風力発電事業に取り組むことにより、技術的なものも含めて、先導的な役割を果たし、得られた知見を公開して風力発電事業の展開に広くつなげていくというようなことが目的で書かれていたと思うのですが、それによってこれからどのくらい出てくるかわかりませんが、風力発電施設がこの地域に出てくる可能性はあると、そういうところは委員がおっしゃるようにどのように、全体的な歯止めというか、或いはグランドデザインというか、そういうものをきちんと県のエネルギー政策に反映するということが極めて大事なのではないかと考えております。

いかがでしょうか、他に何かございますか。

(発言なし)

幸丸部会長： では、委員の方々には事前の意見の提出を求めていると思いますが、何かございますでしょうか。

事務局： それでは事前意見ということで、佐藤委員からご意見を二ついただいておりますので、それに対しての事業者見解などもご説明させていただきたいと思っております。

「審議事項（１）－６」の「県営風力発電事業（仮称）に係る事前意見に対する事業者見解」ということで、ページにつきましては少し戻りまして①がついていない２２ページになります。

佐藤委員からは「環境保全措置の中で、改変した防浪砂堤の東側のクロマツ植林を強風による影響から保護するため、現場施工段階からより高い防風柵の整備を検討するとあるが、確実な施工を行うことが必要と考えることから、検

討ではなく実行に代えて頂きたい」というご意見をいただきました。

こちらに関しましては、県営事業の評価書のみ掲載されておりますので、事業者の見解については企業局の見解を左側の方に書かせていただいております。では、内容を読み上げさせていただきます。「本事業においては、防浪砂堤の改変による東側のクロマツ植林を強風による影響から保護するため、現場施工段階からより強い防風柵の整備を検討することとしております。防風柵の整備にあたっては、関係機関と協議する必要があることから、検討するとの表現にしておりますが、実行に向け、取り組んでまいります」という事業者見解になっております。関係機関につきましては、森林管理署になるかと思っておりますが、いずれの関係機関とも協議のうえ、実施に向けて積極的に取り組んでいくとの考えだということだとお聞きしております。

それから次に、「県ではすでに付近に4基が稼働しているが、供用後の内陸側に位置するクロマツ植林への飛砂等による影響が見られないとしているが、復旧には時間を要する事から供用後の復旧状況の監視体制について県民にわかりやすく、しかも、長時間の状況報告の行われるシステム作りを構築して頂きたい」ということで、こちら県営事業の環境影響評価書に記載の内容に基づいての意見でございます。

これに関しましては、供用後の復旧状況の監視体制等ということで、県だけではなく市も同様の話でございますので、企業局と酒田市両方から見解を求めており、あわせて説明いたします。

まず企業局につきましては、「復旧状況につきましては風車の稼働中、メンテナンスを月1回程度に監視を行う」ということとしていること、「防浪砂堤につきましては風力発電施設周辺における堆砂、洗掘の状況及び植栽の定着の状況、海浜植生については、仮設ヤード跡地及びその付近における、植栽工を施した植物の生育状況について、それぞれ確認」していくということになっております。そして「環境監視の結果、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに学識経験者等の指導・助言を受けながら適切に対応」していくということになっております。また、地形・地質並びに海浜植生の回復状況について、事後調査を風車の稼働後2年間行うこと、「県ホームページにおいて、複数年分の調査結果について公開する予定」としております。「県及び酒田市の広報媒体を有効に活用することについて検討し、県民市民の皆様によりわかりやすく、長期間状況報告を行うことができるよう、努めて」いくという考えでございます。

酒田市につきましては、これも同じく「稼働後の2年間、地形及び地質及び植物等について事後調査を行う」こととしております。結果につきましては、「市ホームページに掲載するほか、最寄集落でも報告書を閲覧できるよう配置すること」としてございまして、「わかりやすく、長期に渡って確認できるよう、

報告書の記載方法や掲載、配置の期間について検討」してまいりたいという事業者の見解をいただいております。以上でございます。

幸丸部会長： ありがとうございます。事前にご意見をいただいたのは佐藤委員からということですが、大量の資料を送られてきてそれから意見を求められる、なかなか大変だったのではないかと思います。

これ以外には、委員の方からは意見等がないということですが、この場でもご意見をいただければと思います。

木村委員： 今の佐藤委員の意見に対する企業局の回答の中で、「防風柵の整備にあたっては、関係機関と協議する必要があることから」とありますが、基本的に防浪砂堤の内側が国有林で、それより海側は県の管理する土地になっておりますので、防浪砂堤のどの場所に防風柵を設置するかで協議する相手が変わる部分なので、そこだけ補足させていただきたいと思います。

幸丸部会長： 事前にはこれ以外のご意見をいただいているのですが、まだこの場でも、またこの後でも受け付けられることはできますので、他に何かございますでしょうか。

(発言なし)

幸丸部会長： 今までのところ、環境影響評価において、方法書、準備書、評価書と手続きを踏んできており、そして、その計画が環境に支障がない、或いは保全対策が十分取られている、という判断の元に、今回は自然公園の中でこれを認めるかどうか、ということになり、そのことについては保護計画が策定されている自然公園として許可の基準等を適用したらこうなる、ということが、冒頭で説明頂いた県の考え方です。その点について何かご意見等があれば承って、もしなければ、これはもう十分な手続きを踏んだうえで、ということになるかと思っています。いかがでしょうか。

各委員： 異議なし。

幸丸部会長： では、酒田市の審議会ではひとりひとり委員の方々に意見を求めたということだそうですが、そういうことは、なかなかこの審議会ではふさわしくないだろうということで、一応。この自然環境部会全体の状況として、答申は基本的にはこれを認める、という方向で書かせていただいてもよろしいでしょうか。

各 委 員： 異議なし。

(2) ② 庄内海浜県立自然公園における風力発電事業（酒田市十里塚風力発電事業（仮称））の新築について

幸丸部会長： では続いて、酒田市の事業についてご説明いただけますでしょうか。

事 務 局：（事業の概要及び環境影響評価準備書に対する知事意見の内容、知事意見に対する環境影響評価書における対応状況、許可申請等の内容を許可基準等に照らし、て審査した場合の県の考え方などについて説明）

幸丸部会長： 事務局からの説明は以上でよろしいですか。そうしましたら県営事業と同じように、横山委員から環境影響評価審査会のご報告をいただきたいと思います。

横 山 委 員： それでは再度、環境影響評価審査会における審査状況についてコメントさせていただきます。先ほどコメントいたしました県営事業と基本的には一緒なのですが、酒田市事業につきましては、先ほど事務局からございました通り、生態系の方で在来海浜植物群落の消失部分を、移植が完全に成功することを見込んで、タワー部分だけにしていたという記述がありましたので、そこは問題があるのではないかと指摘がございました。その点は、評価書では修正されていると理解しております。審査会意見も反映させるべきものは反映させたと判断しております。県営事業と同様、事業者が知事意見の内容を環境影響評価書にきちんと反映させているかどうかということは、先ほど県の担当者の方からもご報告いただきました通り、評価書の内容を精査するようこちらから要請をさせていただきまして、結果、事業者を指導のうえ、県が知事意見をきちんと反映させた適正な評価書を受理したと伺っております。以上です。

幸丸部会長： ありがとうございます。では委員の方からの意見というと、佐藤委員以外はないということですので、ここでまた新たにこの場でご意見があればお伺いしたいと思います。

常富委員代理： 確認させていただきたいのですが、この市の案件につきましては、風車本体は特別地域ではなくて普通地域だというご説明がありました。ということは、審議事項の表の中で、②-12、13の表をいただいているのですが、これは本来特別地域で適用されるべきものだと考えるのですが、②-14の方でご説明いただいた内容については理解できるのですが、②-13については本質論としていない、12、13についてはいないのかなと思ったところです。

特別地域については、工事に伴う仮設工作物ですね、道路が一部かかるとうかがっていますが、それだけの内容とうかがったので、普通地域の部分だけ確認をとっていただければということなのかと理解したのですが、それでよろしいでしょうか。

事務局： ご指摘のとおり、特別地域における行為は実質的には仮設道路の一部分で工事終了後には仮設部分として撤去されることとなります。そして原状回復も行われるわけですが、県営の事業と比較して、同じような観点から確認させていただいたということで、実質的な取扱いとは異なるが、資料の作成上こういう形とさせていただきます。おっしゃられる通り、実質的には工事終了後の工作物として残る風車本体及び送電線は普通地域内のみとなるので、普通地域における審査指針に基づいて判断するということとなります。

常富委員代理： わかりました。

幸丸部会長： 手続き的には、ご指摘の通りだろうと思います。何か他にまだ意見はございますでしょうか。

県営の施設について今までの議論でありましたから、酒田市の方も同様の結論ではないかと思うのですが、そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

幸丸部会長： では答申案については、設置の方向、認めるという方向でまとめたいと思います。その文案については、事務局と私の方にご一任いただきたいと思います。

本日の審議においては、庄内海浜県立自然公園における風力発電計画について、数年間にわたる方法書-準備書-評価書というアセスメントの手続を経て、県立自然公園内の風力発電施設の立地の可否に対する諮問・答申に至りましたが、ここに至るまでには、本日説明のあったことも含めて、現行の環境影響評価法及び自然公園法の下では、可能な限り丁寧な手順が踏まれて得られた結論であると評価できます。

様々なご意見があった中、設置を認めるという答申案にご同意いただき、委員各位のご協力に感謝申し上げます。

山形県の自然環境部会における私と風力発電施設との関わりは長く、平成22年の庄内海浜県立自然公園における風力発電計画の審議や、平成24年の第3次環境計画における風力発電施設の取扱い等の審議等に関わってきた立場から、答申案を得た段階で、最後に私自身の意見を述べて、議事録に残していただくと思っております。正確に記録していただくために、用意した文面を読

み上げさせていただきます。

『自然再生エネルギーの活用は、世界の趨勢であり、我が国も、脱原発、原発ゼロの方向に向かうなら、それ自体の促進はおおいに歓迎すべきものであります。

しかしながら、物事には何事にも明と暗、表と裏があり、自然再生エネルギーも例外ではありません。風力発電もメガソーラー施設も、自然環境の中では明らかに不調和で、異質な存在です。自然再生エネルギーは、自給自足あるいは地産地消型のローカルエネルギーであるべきで、そのための明確なグランドデザインがない限り、化石燃料によらない発電施設の新設というだけでは、あるいはそれをもって県内での建設推進の嚆矢とするというだけでは、コスト即ち当該施設が庄内海浜という長大で水平的な景観の価値を損ねるということの方が、ベネフィット(公益性)を明らかに上回ります。このベネフィットが、二つの案件では、明確、かつ合理的に示されてはいないといわざるを得ません。この点については本県のエネルギー政策が「卒原発」によりふさわしいものになることを期待したいと思います。

庄内海浜という環境への影響評価は、環境を各要素に分解してしまうと、全体としての景観、風景への影響は過小評価されがちです。自然公園は「優れた自然の風景地である」という包括的な自然のとらえ方は、昨今の分析的なアプローチにはなじまないものであり、各要素への影響を並列させると、何が本当に重要であるのかが、見えにくくなります。

この点から、現行制度によるアセスメントのアプローチは、再考の余地があるものと思います。

風景・景観は、心理的な要素が大きく、客観的に評価することが難しいものであることは明らかです。

本四架橋の建設時には、長大橋が瀬戸内海の景観を一変させるという議論があったものの、現在では違和感もなく瀬戸内海の象徴的景観として受け入れられているという事例が示すように、風力発電施設という新たな景観も時の経過とともに受け入れられる可能性を持っています。

林立する風力発電施設を低炭素社会の象徴的光景として受け入れられるのか、あるいは常に回転するブレードの心理的影響とそれによって生じる重低音の生理的影響等の発生源として、あるいは庄内海浜という風景の特質を損ねるものとして否定される存在となるのかは、その影響の長期に渡る疫学的調査が必要であることを指摘し、後世の評価に待ちたいと思います。』

ということを議事録に残していただきたいと思います。以上です。

## (2) 山形県第12次鳥獣保護管理事業計画における希少鳥獣(オオタカ)の取扱いについて

幸丸部会長： では、次の（２）の「山形県第１２次鳥獣保護管理事業計画における希少鳥獣（オオタカ）の取扱いについて」事務局からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

事務局： （事務局から説明）

幸丸部会長： ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明に何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

木村委員： 審議事項とは少し違うと思うのですが、審議事項（２）－１の資料の【参考】の中に、「５ 生存に対する脅威」で「繁殖地である里山や山地の森林の伐採」とありますが、例えばイヌワシでは「列状に伐採してください」とか、色々な環境の為に手を入れるという地域もあるので、必ずしも伐採がだめということではないと考えている。少し今回の審議とは違うかもしれませんが、思ったところをお伝えしたい。

事務局： ありがとうございます。次期のレッドリストについての選定作業は終了していますが、記載等を含めて、これからレッドデータブックの作成に向けて検討することになりますので、今のご意見を参考とさせていただきたいと思います。

幸丸部会長： オオタカというのは、首都圏の方で道路を整備するために調査をすると、里山の鳥としていくらかでも生息が確認できる。積極的な保全対策を講じたことはないはずですが、調査をしてたくさん出てくるので希少鳥獣から外すということなのであれば、少し安易かと思う。そうすると今まで保全対策をやっていた都道府県では、どういうことになるんだ、という話になると思います。今回の取扱いによりオオタカは基本的に捕獲や販売から守られる鳥だという扱いとなり、オオタカもひと安心だと思います。

他に何かご意見ございますでしょうか。なければ、この案件については諮問通り、これを認めるということにさせていただきたいと思います。

各委員： 異議なし。

#### （７）その他 山形県環境影響評価条例の改正について

幸丸部会長： では「その他」ということで、山形県環境影響評価条例の改正について、事務局からご説明をいただきたいと思います。

事務局：（事務局から説明）

幸丸部会長： ありがとうございます。ただ今の説明について何かご質問等ございますでしょうか。

佐藤委員： この「里山環境保全地域」の「里山」という概念なのですが、この中で言うと「特に環境の保全に配慮すべき特別地域」を「里山」という概念で捉えているやに読み取れるのですが、この「里山」という概念についてはどうもあやふやなところが結構あってですね、この「里山」という呼び方の前に「配慮すべき特別地域」を確認されてからこの呼び名にされたのかなと実は思っているのですが、どうでしょうか。

幸丸部会長： 「里山」の定義というのでしょうか、そのところはいかがでしょうか。

事務局： アセスの規模のところの下の方に小さい字で「特別地域」、他にも保安林でありますとか、国立・国定公園等ありまして、自然環境保全地域等も指定されているのですが、この度「里山環境保全地域」が抜けていたということで、追加で入れさせていただいています。県内ではこの4ヶ所が平成20何年か、何回かに分けて指定されている状況です。

幸丸部会長： 「里山」そのものがよくわからない、生物多様性国家戦略でも森林地域と都市地域の間というような、里地里山中間地域というすごくあいまいな概念なんですよね。ただ、いわゆる「里山」という概念の典型的なところとか、つまり「里山とはなんだ」という話にまた戻ってしまうのですが。

事務局： 山形県自然環境保全条例上、里山環境保全地域は「市街地もしくは集落地またはこれらの周辺地域にある樹林地、草原、海岸、湖沼、湿原、河川等の区域」で、その区域における自然環境が生物多様性の確保にとって良好な状況を維持しているもの、と定義しております。また、「その地域の自然環境を象徴する植物または野生動物の自生地または生息地その他の規則で定める区域」とも定義しているところです。

幸丸部会長： ということですが「里山」というのは結局、人が働きかけて、色々な調和を保つところ、ということだと思います。そういうところですが、特に山形県は森林地ばかりなので、「これが里山」と言われるようなところはあまりないかもしれないので、こういうところが山形県での例だよ、ということでしょうか。

色々と、何でもあり、という感じかもしれませんが。

事務局： 補足ですが、指定方針というものがあまして、里山環境保全地域につきましては、いわゆる原生的なところではなく、「人と自然とが調和を図りながら共生してきた身近な自然環境である」と、そういったところを里山地域だとしておりまして、生物多様性の保全等多面的な機能と効用を有し、地域文化の形成に深く関わっている地域であり、社会的な要請として確保しておくべき重要な地域については、里山環境保全地域に指定する、ということで県内では今のところ4ヶ所が指定されております。以上です。

幸丸部会長： 「里山」は人の働きかけがなければ維持できないから、こういうところでは本来ならば、その地域の人たちが木を切ったりとか、そういう形でやっているのではないかと思います。むしろ行政はそういう活動に対して支援をする、というようなことが必要なのかなと思います。よろしいでしょうか。

野堀委員： アセス対象の規模についてですが、太陽光の場合の基準が面積になっていて、普通地域50ヘクタール以上、特別地域20ヘクタール以上、これは根拠というのは何かあるのでしょうか。例えば特別地域の場合でしたら、ここには森林法という保安林がそれに入っているのですが、森林、民有林の場合、皆伐面積が1回で伐れるところが20ヘクタールほど広くないと思った記憶があるのですが、この規模であるとそちらの法律の方が優先するから最大でこうだ、というのはわかるのですが、ちょっと広すぎるのではないかなという気がしています。その辺はいかがでしょうか、教えてください。

事務局： 規模の設定につきましては、水力から風力までは国の基準があるのでそれを参考にしております。太陽光の基準はないということで、さきほども説明させていただきました先行している他県の事例を参考として、50ヘクタール以上で設定している県が多かったということです。条例として太陽光を規定している県は2県なのですが、造成面積という規模で規定している県も32都道府県ありまして、その中でこの面積で規定しているところが一番多かったということで設定したということになります。特別地域の20ヘクタールは、これも他の県の状況を見て一番厳しくしているところがこの基準だったことから、特別地域はそういった厳しい基準でいだろうと考えたところです。これはアセスなので、個別の規制をかけるものではないので、例えば開発許可とかそういったものだとまた小さい面積になっていくことになります。例えば林地開発だと1ヘクタールとかになりますが、それは個別の開発の基準であって、アセスでは規模の一番大きいものについて環境影響評価していくという考え方なので、

それは規制の部分とは面積的には違う考え方になるというものです。

野 堀 委 員： 例えば森林の、民有林の経営のようなことを考えた場合には、林班とか小班とかその施業班単位くらいが制約する面積で一番妥当かなとは思っていますが、それが民有林で何十件分全部まとめて開発できますよ、と言っているようにも見えてしまうのでちょっと恐ろしいという気がしました。

幸丸部会長： あくまでも審査の対象ということで、それでオーケーではないということそのつもりはないということだと思います。環境影響評価というのはとにかく自治体・都道府県で条例を作って、上乘せ、横出しとかある程度それぞれの都道府県に合ったようなアセスメントができるということですので、今、この太陽光発電はどの程度の規模か、それからアセスメントをやりながら色々と考えて必要ならばその後に変えていく、ということもあるかと思えます。

それでこの太陽光の話が出たので思い出したのですが、自然再生エネルギーの活用という点では、基本的には発送電分離を前提にしないと進まないのではないかと思うのですが、そここのところは本県ではどのようになっているのか、何か情報があれば教えていただきたい。「送電線を使わせない」などと意地悪をしているというような話も聞くのですが。

事 務 局： 申し訳ありません、エネルギー政策はまた別の部署が担当しておりまして、この場での答えは難しいです。

幸丸部会長： わかりました。そういうことも含めて、また検討してもらえればと思います。

山 田 委 員： 他に様々ご意見もあるかと思うのですが、個人的な質問というところで、このアセス対象にいわば再生化燃料のバイオマスが入ってこないのかというような考えもございます。というのも本県では色々と、固定価格買取制度が出来てから非常に件数が多く、計画が進んでいるということもお聞きしています。それに伴い森林資源を利用する量というのも増えていく中で、現状では海外から燃料が来たりとかですね、といったところで本県発電が増えているというのも背景として聞いております。その中でやはり残渣の処理の問題であるとか、林業サイドの方で、作業量、地域条件など色々と、ふさわしくないような発電というのも考えられるのではないかというのは非常に気になったところです。他のところを聞いてみると、内陸部だと海外製ペレットとかそういった案件も聞こえてくる中で、この環境アセスというものが、いわゆる地元で環境に配慮した、良い事業計画を作り上げていくこと、という制度ですとうたっている中で、そういったところの配慮ということも今後必要になってくるのではないかと受

け取ったところなのですが、そちらの分野については県の方でお考えとか今後の対応とかそういったところはあるのかだけお聞きしたいのですが。

事務局： バイオマス発電は火力発電で見えておまして、例えば、今、酒田北港で関西電力が方法書の手続きを行っておりますが、こちらも改正前の現行のアセス、火力発電の項目で見えておまして、排出ガス量が20万 $\text{m}^3\text{N/h}$ 以上の規模で計画されているということでしたので、これも小さい字で書いてあって申し訳ないのですが、2つ目の※印のところですね、「火力発電事業は、現行条例において、②排出ガス量20万 $\text{m}^3\text{N/h}$ 以上」の部分が該当するというようなことでやっている事例もございまして、バイオマスにつきましてもこれで見られることになっております。

山田委員： わかりました、ありがとうございます。

渡辺委員： ちょっと教えていただきたいのですが、この「里山環境保全地域」というのは、私は初めて聞いたのですが、これはどのようにして指定されるのでしょうか。里山というのは、手が加わらないと維持ができないということで、山形県の場合特に国有林の割合が高いのですが、民有林は基本的に集落の周辺に分布して、鶴岡市もそうですが、里山も恐らくその範囲になると思うのですが、どのような手続きで指定されるのかということをお教えいただきたい。

事務局： 里山環境保全地域に関しましては、まず「里山環境保全地域に関する計画」を作るということになっております。計画には、例えば、保全すべき自然環境の特質であるとか、自然環境保全のために行う事業に関する事項、自然環境の保全に資する里山環境保全地域及びその他周辺における農林業その他の人の活動に関する事項を定めるということになっております。手続きに関しては、「知事は、里山環境保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町村長及び山形環境審議会の意見を聴かなければならない」ということになっておりますので、市町村長の意見と審議会でご議論いただいて、その意見を聴いて指定するということとなります。

渡辺委員： 「里山」の定義の話には戻らないのですが、事実上「里山」としてあるのがこの4ヶ所だけということに違和感があります。この改正3番目の「大規模な林地開発が見込まれている」という場所が、私の知っている置賜の情報と同じかわからないのですが、そこも事実上「里山」的な利用がなされていると私は認識しておまして、そこも里山環境保全地域という範疇に含まれると思ったのですが、なぜそれが指定されていないのか、どういう手続きで指定されてい

るのかということが気になったところです。

事務局： 今のご意見についてですが、計画を定めるにあたっては、その地域によって保存すべき環境の特質でございますとか、何かしらの動植物でありますとか、そういったものを生育する環境でありますとか、地域の要請でありますとか、或いは市町村の中で、そこを保存していきたいというようなところがあって、環境保存地域の指定というものが出てきたうえで、それでそれに基づいた計画というものが作られるのではないかと考えております。それを受けて実際には県で審議会なり市町村長の意見なりを聴いたうえで、指定が是か非かというのを判断していくということになるかと思えます。県が上からこうしろということではなくて、あくまでも地域の環境意識の考えに基づくものであるのではないかと考えられます。

渡辺委員： はい、わかりました。

幸丸部会長： おそらく条例では「知事が指定することができる」となっているのだと思います。だから「しなければいけない」ではなくて、地域から要請があったりという場合に指定の手続きを踏むということだと思います。ですから本当に地域の人たちがそういう保全地域を指定して環境を守ろうということであれば、まさに自分たちで申し出る必要があるのではないかと考えます。

渡辺委員： 先ほどから色々聞いていると、もう少し県の考え方を先に出してもいいのかなという気持ちはしております。他県に倣って20ヘクタールということもあるとは思いますが、県として「こういうふうにあってほしい」というような明確な主張のようなものを優先的に出してもこれからはいいのでは、という気がします。

幸丸部会長： 行政が強権的に進んでいくのか、或いは地域の人たち一緒に進めていくのか、そこところは色々難しく、両方の意見があるかと思えます。県としてはできるだけ自然環境を広範に把握して、護るべきところとか、そういうところはなるべく地図の上に落して、「将来的にこうやっていこう」というような計画を作ればよいかと考えております。

他にございますでしょうか。よろしければ、長時間にわたりましたが、今回の審議会はこれで終わらせていただきます。ということで事務局もよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

事務局： 幸丸部会長には、長時間にわたる議事の進行を本当にありがとうございました。それではこれもちまして、平成29年度山形県環境審議会第3回自然環境部会を閉会させていただきます。皆様、本当にありがとうございました。